

新

佐賀県林地開発許可の手引

申請の留意事項～佐賀県森林審議会森林保全部会運営要領 [略]

佐賀県林地開発許可要綱及び佐賀県林地開発許可要綱運用細則

【要綱】第1～3条 [略]

【細則】第1条、第2条 [略]

【解説】地元同意書の様式

様式は特に定めませんが、以下の事項は記載すること。

協議成立の年月日 同意者の役職・氏名 **[削除]**

事業者の氏名・名称 「異議ない」「同意する」旨の文言

事業の目的

事業区域の範囲

【要綱】第4条 [略]

【細則】第3条、第4条 [略]

【細則】第5条（その他の切土計画の基準）

（1）法面の勾配は下表の土質区分に応じた勾配を上限とする。

○道路土工・切土工・斜面安定工指針

地山の土質		切土高	勾配
硬岩			1:0.3~1:0.8
軟岩			1:0.5~1:1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1:1.5~
砂質土	密実なもの	5m以下	1:0.8~1:1.0
		5~10m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの	5m以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5
砂利または岩塊混じり砂質土	密実なもの、または粒度分布のよいもの	10m以下	1:0.8~1:1.0
		10~15m	1:1.0~1:1.2
	密実でないもの、または粒度分布の悪いもの	10m以下	1:1.0~1:1.2
		10~15m	1:1.2~1:1.5
粘性土		10m以下	1:0.8~1:1.2
岩塊または玉石混じりの粘性土		5m以下	1:1.0~1:1.2
		5~10m	1:1.2~1:1.5

（2） [略]

旧

佐賀県林地開発許可の手引

申請の留意事項～佐賀県森林審議会森林保全部会運営要領 [略]

佐賀県林地開発許可要綱及び佐賀県林地開発許可要綱運用細則

【要綱】第1～3条 [略]

【細則】第1条、第2条 [略]

【解説】地元同意書の様式

様式は特に定めませんが、以下の事項は記載すること。

協議成立の年月日 同意者の役職・氏名・押印

事業者の氏名・名称 「異議ない」「同意する」旨の文言

事業の目的

事業区域の範囲

【要綱】第4条 [略]

【細則】第3条、第4条 [略]

【細則】第5条（その他の切土計画の基準）

（1）法面の勾配は下表の土質区分に応じた勾配を上限とする。

土質	上限勾配
軟岩（風化の進んだものをのぞく）	60度
風化の進んだ岩	40度
砂利、真砂土、関東ローム、礫混じり土等	35度

（2） [略]

新

- 【細則】第6条（その他の盛土計画の基準）
 (1) 法面の勾配は、原則として1:1.43を上限とする。
 (2) [略]
 (3) [略]

【細則】第7条（土留擁壁の設置基準、土留擁壁及び法面の安定計算）

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が、細則第3条～6条によることが困難である若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合(人家、学校、道路等に近接し、かつ次の(1)又は(2)に該当する場合)擁壁の設置その他の法面崩壊防止措置をとること。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でない認められる場合はこれに該当しない。

(1) 切土により生ずる法面の勾配が1:1.43より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ア 土質が下表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの

イ 土質が下表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、アに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

(2) 盛土により生ずる法面の勾配が1:1.43より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合

土質	擁壁等を要しない 勾配の上限	擁壁等を要する 勾配の上限
<u>軟岩（風化の著しいものを除く。）</u>	<u>1:0.58</u>	<u>1:0.18</u>
<u>風化の著しい岩</u>	<u>1:1.19</u>	<u>1:0.84</u>
<u>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの</u>	<u>1:1.43</u>	<u>1:1.00</u>

- (3) 次の各号に係る廃土・残土等のたい積に際しては、土留擁壁及び法面の安定計算を行うこと。
 地盤面からその直上のたい積面までのたい積物の鉛直高の最大値が10

旧

- 【細則】第6条（その他の盛土計画の基準）
 (1) 法面の勾配は、原則として35度を上限とする。
 (2) [略]
 (3) [略]

【細則】第7条（土留擁壁及び法面の安定計算）

- (1) 次の各号に係る廃土・残土等のたい積に際しては、土留擁壁及び法面の安定計算を行うこと。
 地盤面からその直上のたい積面までのたい積物の鉛直高の最大値が10

新	旧
<p>mを超えるもの 土留擁壁の地盤面からたい積物の天頂部の高さまでの最大値が30mを超えるもの</p> <p>(4) 前項の安全率は以下を基準とする。</p> <p>イ 地盤支持力 1.0 以上 ロ 転倒安全率 1.5 以上 ハ 滑動安全率 1.5 以上 ニ 法面の安全率 1.2 以上</p> <p>【細則】第8条、第9条 [略] 【要綱】第5条、第6条、第6条の2 [略] 【細則】第10条～13条 [略] 【要綱】第7条(許可の変更)</p> <p>(1) 法第10条の2第1項の許可を受けた者が、<u>許可内容と異なる行為をしようとする場合、事前に別記第7号の林地開発打合簿及び前条に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付し、県森林整備課と協議を行うこと。協議の結果、変更許可申請が必要と判断された場合は許可を受けなければならない。</u></p> <p>(2)～(4) [略] 【細則】第14条～16条 [略] 【解説】 <u>【変更許可が必要となる例】</u> <u>事業の目的の変更</u> <u>土地利用計画の変更(特に基準内における幅の変更を除く残置森林の配置変更)</u> <u>事業区域面積の変更(面積の大小に依らない)</u> <u>主要防災施設の設計変更(許可された開発行為に係る森林面積の1割未満の増減に伴う設計変更を除く)</u> <u>許可された開発行為に係る森林面積の1割を超える開発区域面積の増減</u> <u>当初許可において、残置森林率・森林率が「概ね」の適用により許可された申請の場合</u> <u>その他知事が変更許可が必要と認めるもの</u></p> <p>【伐採届と変更許可申請】 既に法第10条の2第1項の許可を受けた森林が、地域森林計画の改定で法第5条森林から除外され、法第5条森林の面積が1haを超えなくなった場合、既に許可した林地開発許可は完了するまで有効なので、伐採届ではなく、</p>	<p>mを超えるもの 土留擁壁の地盤面からたい積物の天頂部の高さまでの最大値が30mを超えるもの</p> <p>(2) 前項の安全率は以下を基準とする。</p> <p>イ 地盤支持力 1.0 以上 ロ 転倒安全率 1.5 以上 ハ 滑動安全率 1.5 以上 ニ 法面の安全率 1.2 以上</p> <p>【細則】第8条、第9条 [略] 【要綱】第5条、第6条、第6条の2 [略] 【細則】第10条～13条 [略] 【要綱】第7条(許可の変更)</p> <p>(1) 法第10条の2第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る目的、土地利用計画及び事業区域の面積並びに主要防災施設の設計を変更しようとするときは、許可をうけなければならない。ただし、軽微な変更であるときはこの限りでない。</p> <p>(2)～(4) [略] 【細則】第14条～16条 [略] 【解説】</p> <p>【伐採届と変更許可申請】 既に法第10条の2第1項の許可を受けた森林が、地域森林計画の改定で法第5条森林から除外され、法第5条森林の面積が1haを超えなくなった場合、既に許可した林地開発許可は完了するまで有効なので、伐採届ではなく、</p>

新	旧
<p>変更許可申請[削除]を行うものとする。</p> <p>【要綱】第8条 [廃止]</p> <p>【細則】第17条 [廃止]</p> <p>【解説】 <u>上記解説に統合</u></p> <p>【要綱】第8条（申請書等の提出部数及び提出先） （1）法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、<u>申請書案を1部作成し、県森林整備課の事前確認を受けた後、</u>正副2部に事業地が所在する市町の数の副本を加えた申請書を管轄する農林事務所に提出するものとする。 （2）要綱第7条第1項の申請[削除]の場合は前項を準用する。</p>	<p>変更許可申請（軽微な変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>【要綱】第8条（軽微な変更） （1）前条第1項ただし書きで定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。 許可された開発行為に係る森林面積の1割以下の増減の場合（面積増減に伴う主要防災施設の変更も含む。）ただし、増加する面積が1haを超える場合、又は残置森林率若しくは森林率が基準を下回り「概ね」を適用する場合を除く。 開発行為の着手年月日又は完了予定年月日の変更 （2）前項の変更を行おうとするものは、別記様式第7号により届出なければならない。 （3）前項の届出には要綱第6条に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。</p> <p>【細則】第17条（軽微な変更届の記載事項） 林地開発許可の許可指令番号 変更許可申請に該当しない根拠条項 変更の理由 変更に係る事項</p> <p>【解説】 当初許可において、残置森林率・森林率が「概ね」の適用により許可された申請である場合は、軽微な変更の適用はない。 事業の目的、土地利用計画の変更（特に残置森林の配置変更（基準内における幅の変更は除く。））は原則として変更許可の対象である。 面積に関係なく、事業区域を変更する場合は、変更許可の対象である。</p> <p>【要綱】第9条（申請書等の提出部数及び提出先） （1）法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、正副2部に事業地が所在する市町の数の副本を加えた申請書を管轄する農林事務所に提出するものとする。 （2）要綱第7条第1項の申請及び要綱第8条第2項の届出の場合は前項を準用する。</p>

新	旧
<p>【要綱】第 9 条（標準処理期間及び許可期間） （１）[略] （２）法第 10 条の 2 第 1 項に基づき許可する期間は 5 年を限度とする。なお、開発行為が許可期間内に完了しない場合は、<u>要綱第 7 条第 1 項の協議を行うものとする。</u></p> <p>【要綱】第 10 条 [略] 【要綱】第 11 条 【細則】第 17 条、第 18 条 [略] 【要綱】第 12 条 [略] 【細則】第 19 条、第 20 条 [略] 【要綱】第 13 条 [略] 【細則】第 21 条、第 22 条 [略] 【解説】 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けた者が、法第 5 条森林の開発面積が 1 ha を超えた段階で都合により開発行為を計画の途中で止める場合は、要綱第 7 条に基づく変更許可申請 <u>[削除]</u> の手続きを経た後、要綱第 15 条に基づく完了届を提出することとする。</p> <p>【要綱】第 14 条 [略] 【細則】第 23 条、第 24 条 [略] 【要綱】第 15 条 [略] 【細則】第 25 条 [略] 【細則】第 26 条（完了届の添付書類） 要綱第 16 条第 3 項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。 出来型平面図 完了状況写真 <u>主要防災施設の出来形写真</u></p> <p>【要綱】第 16 条～第 19 条 [略] 【細則】第 27 条、第 28 条 [略]</p>	<p>【要綱】第 10 条（標準処理期間及び許可期間） （１）[略] （２）法第 10 条の 2 第 1 項に基づき許可する期間は 5 年を限度とする。なお、開発行為が許可期間内に完了しない場合は、要綱第 8 条第 1 項第 2 号の手続きを行うものとする。</p> <p>【要綱】第 11 条 [略] 【要綱】第 12 条 【細則】第 18 条、第 19 条 [略] 【要綱】第 13 条 [略] 【細則】第 20 条、第 21 条 [略] 【要綱】第 14 条 [略] 【細則】第 22 条、第 23 条 [略] 【解説】 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けた者が、法第 5 条森林の開発面積が 1 ha を超えた段階で都合により開発行為を計画の途中で止める場合は、要綱第 7 条に基づく変更許可申請（若しくは要綱第 8 条に基づく軽微な変更届）の手続きを経た後、要綱第 16 条に基づく完了届を提出することとする。</p> <p>【要綱】第 15 条 [略] 【細則】第 24 条、第 25 条 [略] 【要綱】第 16 条 [略] 【細則】第 26 条 [略] 【細則】第 27 条（完了届の添付書類） 要綱第 16 条第 3 項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。 出来型平面図 完了状況写真</p> <p>【要綱】第 17 条～第 20 条 [略] 【細則】第 28 条、第 29 条 [略]</p>

新	旧
<p>【要綱】(附則) この要綱は平成12年4月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成17年11月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成18年10月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成23年6月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成25年6月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成26年1月8日から施行する。</p> <p>(附則) この要綱は平成30年10月22日から施行する。 (附則) この要綱は平成30年12月7日から施行する。 (附則) この要綱は平成31年7月1日から施行する。 (附則) この要綱は令和2年4月1日から施行する。 <u>(附則)</u> <u>この要綱は令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>要綱第2条第5項 別表1 [略] 要綱第4条第1項 別表2 [略]</p>	<p>【要綱】(附則) この要綱は平成12年4月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成17年11月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成18年10月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成23年6月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成25年6月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成26年1月8日から施行する。</p> <p>(附則) この要綱は平成30年10月22日から施行する。 (附則) この要綱は平成30年12月7日から施行する。 (附則) この要綱は平成31年7月1日から施行する。 (附則) この要綱は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>要綱第2条第5項 別表1 [略] 要綱第4条第1項 別表2 [略]</p>

新

林地開発許可（変更）申請書作成・記入要領

書類	根拠規定	様式	作成上の留意	規格
林地開発 (変更) 許 可申請書	農林省告示 第 851 号	第 1 号 第 5 号	【開発行為に係る森林の所在】 同一市町である場合は、筆頭地番を記載し、続けてほか ○大字○字○筆と記載すること。（例示：佐賀市久保泉 町大字○字○筆5321番地ほか1大字3字○筆） 【開発行為の目的】 宅地造成・レジャー施設等一般的な事業区分を記載し、 施設の名称・事業名等が別にある場合には括弧書きで記載 すること。	A 4
変更概要図			林地開発変更許可申請書の後に、 <u>土地利用計画図等に 主要な変更箇所と変更内容を記入したものを添付するこ と。</u>	A 3
(目次)			編纂順序に従い、インデックスを付けること。 <u>編纂順序は当申請書作成・記入要領に準じること。</u>	A 4
位置図	森林法施行 規則第4条		1 方位・等高線の入った地形図で、主要な道路、排水先の 河川、その他目標となる建築物等が明示されていること。 2 事業区域を赤線で囲むこと。 3 道路のみの開発の場合には、開発する起点から終点まで の位置を赤線で明示すること。	1/10,000 以 上
写真	要綱第6条 第19号 細則第12条 第1号 細則第26条 第2号		1 全景及び必要がある場合は部分景とし、区域を明示する こと。 2 大きさは原則として名刺判以上とするが、つなぎ写真で もよい。 3 撮影年月日を明記するとともに、写真撮影方向図を添付 すること。	
開発（変更 開発）計画 書 申請者に当 該林地開発 行為を行う ために必要 な資力及び 信用がある	森林法施行 規則第4条第 1号 要綱第5条 要綱第7条 第3項 要綱第6条 第11号	第2号 第6号	1 「許認可の種類」の記載例を列挙すると以下のとおり。 農地法第5条：転用許可、都市計画法第29条：開発許可、採 石法第33条：採取計画の認可、廃掃法第15条：産業廃棄物 処理施設設置許可、道路法第32条：道路占用許可、河川法 第26条：工作物の設置許可、法定外公共物の管理に関する 条例第4条：占有許可、里道形状変更許可、公有水面管理 条例第4条：占用許可、自然公園法第20条：特別地域内にお ける行為の許可、文化財保護法第93条：周知の包蔵地開発 届出、ゴルフ場開発事業指導要綱第5条：協議、環境影響評 価条例第22条：評価書の公告縦覧等 2 受理印のある許可申請書若しくは許可指令書等を添付す ること。 3 「許容放流量の決定方法」の記載例	A 4

旧

林地開発許可（変更）申請書作成・記入要領

書類	根拠規定	様式	作成上の留意	規格
林地開発 許可申請書	農林省告示 第 851 号	第1号	【開発行為に係る森林の所在】 同一市町である場合は、筆頭地番を記載し、続けてほか ○大字○字○筆と記載すること。（例示：佐賀市久保泉 町大字○字○筆5321番地ほか1大字3字○筆） 【開発行為の目的】 宅地造成・レジャー施設等一般的な事業区分を記載し、 施設の名称・事業名等が別にある場合には括弧書きで記載 すること。	A 4
(目次)			編纂順序に従い、インデックスを付けること。	A 4
位置図	森林法施行 規則第4条		1 方位・等高線の入った地形図で、主要な道路、排水先の 河川、その他目標となる建築物等が明示されていること。 2 事業区域を赤線で囲むこと。 3 道路のみの開発の場合には、開発する起点から終点まで の位置を赤線で明示すること。	1/10,000 以 上
写 真	要綱第6条 第19号 細則第12条 第1号 細則第26条 第2号		1 全景及び必要がある場合は部分景とし、区域を明示する こと。 2 大きさは原則として名刺判以上とするが、つなぎ写真で もよい。 3 撮影年月日を明記するとともに、写真撮影方向図を添付 すること。	
開発（変更 開発）計画 書 申請者に当 該林地開発 行為を行う ために必要 な資力及び 信用がある	森林法施行 規則第4条第 1号 要綱第5条 要綱第7条 第3項 要綱第6条 第11号	第2号 第6号	1 「許認可の種類」の記載例を列挙すると以下のとおり。 農地法第5条：転用許可、都市計画法第29条：開発許可、採 石法第33条：採取計画の認可、廃掃法第15条：産業廃棄物 処理施設設置許可、道路法第32条：道路占用許可、河川法 第26条：工作物の設置許可、法定外公共物の管理に関する 条例第4条：占有許可、里道形状変更許可、公有水面管理 条例第4条：占有許可、自然公園法第20条：特別地域内にお ける行為の許可、文化財保護法第93条：周知の包蔵地開発 届出、ゴルフ場開発事業指導要綱第5条：協議、環境影響評 価条例第22条：評価書の公告縦覧等 2 受理印のある許可申請書若しくは許可指令書等を添付す ること。 3 「許容放流量の決定方法」の記載例 下流狭窄部における開発前の30年確率ピーク流量に対する 許容放流量と流下能力に対する許容放流量を比較し決定し た。等 4 「法面保護の方法」記載例	A 4

新

書類	根拠規定	様式	作成上の留意	規格
ことを証する書面			<p>下流狭窄部における開発前の30年確率ピーク流量に対する許容放流量と流下能力に対する許容放流量を比較し決定した。等</p> <p>4 「法面保護の方法」記載例</p> <p>①種子吹き付け〇〇㎡、張り芝〇〇㎡、擁壁〇〇㎡</p> <p>②〇〇西側法面種子吹き付け、進入道路法面張り芝。等</p> <p>5 総投資金額が資本の部の25%を越える場合は、要綱第6条第11号様式（申請者の資力及び信用に関する申告書）を提出すること。この申告書には2カ年分の決算書、工事見積書及び必要がある場合には融資証明書等を添付する。</p> <p>上記以外の場合には2カ年分の決算書の提出をもって、代えることができる。</p>	
使用土地一覧表		第2号付表-1,-2 第6号付表-1,-2	<p>1 開発行為の目的に応じて、付表-1又は付表-2を作成する。</p> <p>2 付表-1の「5条森林」欄には該当地番に申請時の林齢を記入する。なお、既に林地開発許可を受けた森林が地域森林計画の改定で5条森林から除外されている場合は、○印を記入する。付表-2の「5条森林」欄には該当地番に○印を記入する。</p> <p>3 1筆全体が事業区域に含まれる場合は、原則「登記簿地籍」を実測地積とする。なお、国土調査未済等のため「登記簿地籍」が現地と一致しない場合は、実測面積とする。</p> <p>4 「所有者（同意者）」欄には、自己所有もしくは登記名義人との契約書・同意書がある場合には○印を記入し、登記名義人以外との契約等の場合には当該者の氏名を記入する。</p> <p>5 「証明等」欄には登記名義人と契約者若しくは同意者とは相違する場合、「相続関係図」「納税証明書」「課税証明書」等、当該契約者等が適正な相手方であることを証明する必要がある場合に○印を記入し、当該証明書を添付する。</p> <p>6 「他法令」欄には、農地法第5条転用許可、県道・公有水面等の形状変更、用途廃止、払い下げ申請等他法令の許可が必要な場合には○印を記入する。</p> <p>7 「造成緑地」及び「緑地」については各筆毎の面積は必ずしも必要としない。</p> <p>8 残置森林において適正な森林施業が実施された結果、15年生以下の残置森林が増加し、変更許可申請時に残置森林率が基準値を下回る場合は、該当する残置森林の林齢を</p>	A 3

旧

書類	根拠規定	様式	作成上の留意	規格
			<p>①種子吹き付け〇〇㎡、張り芝〇〇㎡、擁壁〇〇㎡</p> <p>②〇〇西側法面種子吹き付け、進入道路法面張り芝。等</p> <p>5 総投資金額が資本の部の25%を越える場合は、要綱第6条第11号様式（申請者の資力及び信用に関する申告書）を提出すること。この申告書には2カ年分の決算書、工事見積書及び必要がある場合には融資証明書等を添付する。</p> <p>上記以外の場合には2カ年分の決算書の提出をもって、代えることができる。</p>	
使用土地一覧表		第2号付表-1,-2 第6号付表-1,-2	<p>1 開発行為の目的に応じて、付表-1又は付表-2を作成する。</p> <p>2 付表-1の「5条森林」欄には該当地番に申請時の林齢を記入する。なお、既に林地開発許可を受けた森林が地域森林計画の改定で5条森林から除外されている場合は、○印を記入する。付表-2の「5条森林」欄には該当地番に○印を記入する。</p> <p>3 1筆全体が事業区域に含まれる場合は、原則「登記簿地籍」を実測地積とする。なお、国土調査未済等のため「登記簿地籍」が現地と一致しない場合は、実測面積とする。</p> <p>4 「所有者（同意者）」欄には、自己所有もしくは登記名義人との契約書・同意書がある場合には○印を記入し、登記名義人以外との契約等の場合には当該者の氏名を記入する。</p> <p>5 「証明等」欄には登記名義人と契約者若しくは同意者とは相違する場合、「相続関係図」「納税証明書」「課税証明書」等、当該契約者等が適正な相手方であることを証明する必要がある場合に○印を記入し、当該証明書を添付する。</p> <p>6 「他法令」欄には、農地法第5条転用許可、県道・公有水面等の形状変更、用途廃止、払い下げ申請等他法令の許可が必要な場合には○印を記入する。</p> <p>7 「造成緑地」及び「緑地」については各筆毎の面積は必ずしも必要としない。</p> <p>8 残置森林において適正な森林施業が実施された結果、15年生以下の残置森林が増加し、変更許可申請時に残置森林率が基準値を下回る場合は、該当する残置森林の林齢を変更前の林齢のままとして残置森林率を算出するものとする。その際、変更前の林齢を [] 書きで記入し、その林齢の許可申請日（変更前の許可申請日）を備考欄に [] 書きで記入する。（付表-1作成の場合）</p>	A 3

新

旧

書類	根拠規定	様式	作成上の留意	規格
			<p>更前の林齢のままとして残置森林率を算出するものとする。その際、変更前の林齢を〔 〕書きで記入し、その林齢の許可申請日（変更前の許可申請日）を備考欄に〔 〕書きで記入する。（付表－1作成の場合）</p> <p>9 変更許可申請の場合には、新規申請の際に使用したものに追記する。登記事項証明書、同意書等は当該拡大部分のみの添付でよい。</p>	
地元同意書 隣接所有者 確認書	要綱第3条 第3項 細則第1条・2 条	第3号	<p>1 「地元同意書」の様式は特に定めないが、以下の事項は記載すること。</p> <p>①協議成立の年月日 ②事業者の氏名・名称 ③事業の目的 ④事業区域の範囲 ⑤同意者の役職・氏名削除 ⑥「異議ない」「同意する」旨の文言</p> <p>2 「隣接所有者確認書」の作成に際して、字図記載の登記名義人が同意者と氏名等が異なる場合は、同意者との関係を「同意者の住所・氏名」の欄に（ ）書きで「相続人」「売買未登記」等その原因を記載すること。</p> <p>3 変更許可申請の場合には、細則第14条及び第15条を参照のこと。</p> <p>4 同意者又は確認者の住所、氏名は、原則、直筆とする。</p>	A 4
権利者の同意	森林法施行 規則第4条 第2号 要綱第6条 第16・17号	第4号	<p>1 土地賃貸借契約書等が別にある場合には、それに代えることができる。</p> <p>2 「権利の種類」の欄には所有権、賃借権、その他の権利を記入すること。</p> <p>3 「登記名義人」の欄には同意者と氏名等が異なる場合のみ登記名義人名を記入するとともに、同意者との関係を証明する書面を添付すること。</p> <p>4 変更許可申請の場合には、当該変更に係る分のみでよい。（登記事項証明書を含む。）</p> <p>5 登記事項証明書は原則として申請日前3ヶ月以内に取得されたものを添付すること。（正本以外には写しを添付）</p> <p>6 同意者の住所、氏名は、原則、直筆とする。</p>	A 4
法人登記事項証明書	森林法施行 規則第4条第 3号		<p>1 正本以外には写しを添付する。</p> <p>2 登記事項証明書は原則として申請日前3ヶ月以内に取得されたものを添付すること。</p>	
不動産登記法第14条の	要綱第6条 第1号		<p>1 字図の写し若しくはその集成図</p> <p>2 事業区域・開発区域の境界を明示し、事業区域内及び事</p>	1/500 ～

書類	根拠規定	様式	作成上の留意	規格
			<p>9 変更許可申請の場合には、新規申請の際に使用したものに追記する。登記事項証明書、同意書等は当該拡大部分のみの添付でよい。</p>	
地元同意書 隣接所有者 確認書	要綱第3条 第3項 細則第1条・2 条	第3号	<p>1 「地元同意書」の様式は特に定めないが、以下の事項は記載すること。</p> <p>①協議成立の年月日 ②事業者の氏名・名称 ③事業の目的 ④事業区域の範囲 ⑤同意者の役職・氏名・押印 ⑥「異議ない」「同意する」旨の文言</p> <p>2 「隣接所有者確認書」の作成に際して、字図記載の登記名義人が同意者と氏名等が異なる場合は、同意者との関係を「同意者の住所・氏名」の欄に（ ）書きで「相続人」「売買未登記」等その原因を記載すること。</p> <p>3 変更許可申請の場合には、細則第14条及び第15条を参照のこと。</p> <p>4 同意者又は確認者の住所、氏名は、原則、直筆とする。</p>	A 4
権利者の同意	森林法施行 規則第4条 第2号 要綱第6条 第16・17号	第4号	<p>1 土地賃貸借契約書等が別にある場合には、それに代えることができる。</p> <p>2 「権利の種類」の欄には所有権、賃借権、その他の権利を記入すること。</p> <p>3 「登記名義人」の欄には同意者と氏名等が異なる場合のみ登記名義人名を記入するとともに、同意者との関係を証明する書面を添付すること。</p> <p>4 変更許可申請の場合には、当該変更に係る分のみでよい。（登記事項証明書を含む。）</p> <p>5 登記事項証明書は原則として申請日前3ヶ月以内に取得されたものを添付すること。（正本以外には写しを添付）</p> <p>6 同意者の住所、氏名は、原則、直筆とする。</p>	A 4
法人登記事項証明書	森林法施行 規則第4条第 3号		<p>1 正本以外には写しを添付する。</p> <p>2 登記事項証明書は原則として申請日前3ヶ月以内に取得されたものを添付すること。</p>	
不動産登記法第14条の	要綱第6条 第1号		<p>1 字図の写し若しくはその集成図</p> <p>2 事業区域・開発区域の境界を明示し、事業区域内及び事業区域に隣接する土地の地番・地目及び登記名義人を記載する。</p>	1/500 ～ 1/2,500
面積算定図	要綱第6条 第2号		<p>1 要綱第2条の区分を明確にする。</p> <p>2 「造成緑地」及び「緑地」については各筆毎の面積は必</p>	1/500 ～

新

書類	根拠規定	様式	作成上の留意	規格
地図			業区域に隣接する土地の地番・地目及び登記名義人を記載する。	1/2,500
面積算定図	要綱第6条第2号		1 要綱第2条の区分を明確にする。 2 「造成緑地」及び「緑地」については各筆毎の面積は必ずしも必要としない。 3 面積は、原則、座標値を用いて算出するものとする。	1/500 ～ 1/2,500
現況図	要綱第6条第3号		方位、地形、事業区域及び開発区域の境界、事業区域内及び事業区域周辺の人家及び公共施設、農業用水・浄水の取水地点及び地下水利用箇所的位置を明示したもの。 申請の種類に関わらず、全体を網羅したもの。変更許可申請の場合には、当該変更部分を明示すること。	1/2,500 以上
土地利用計画図	要綱第6条第4号		事業区域及び開発区域の境界、保全帯・残置森林・造成森林・対象外森林・造成緑地・緑地・既開発地等の位置・境界、切土・盛土及び法面の位置、道路・予定建築物その他土地利用計画の位置を明示したもの。造成森林については、植栽樹種、苗木の樹高、植栽密度を明示する。 申請の種類に関わらず全体を網羅したもの。変更許可申請の場合には、当該変更部分を明示すること。	1/2,500 以上
縦・横断面図	要綱第6条第5号 細則第3条～6条		1 切土又は盛土をする前後の地盤面、法面勾配及び小段の幅及び高さが判別できるもの。 2 縦・横断線は切土・盛土高の大きい箇所を中心に設定すること。 3 様式第2号-6、様式第6号-6に記載すべき法面勾配等が明示できない場合は、別途、標準断面図を添付すること。 4 廃土処分場が別にある場合は別途当該部分の縦横断面図を添付すること。	1/2,500 以上
上量計算書	要綱第6条第6号		1 切土量と盛土量（盛土量と廃土処分場の容量）が一致しない場合、その場外処分量が大量である場合には別途処分方法書の添付を求めることがある。 2 採石業の場合には採取計画認可申請書作成要領の方法により行う。	A 4
排水施設及び防災施設平面図	要綱第6条第7号		1 集排水区域界及びその面積並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称を明示したもの。 2 仮設沈殿池、土留擁壁等の位置、形状、寸法を明示したもの。 3 作図上可能であれば、「土地利用計画図」を兼ねても差し支えない。 4 申請の種類に関わらず、全体を網羅したもの。	1/2,500 以上

旧

書類	根拠規定	様式	作成上の留意	規格
			ずしも必要としない。 3 面積は、原則、座標値を用いて算出するものとする。	1/2,500
現況図	要綱第6条第3号		方位、地形、事業区域及び開発区域の境界、事業区域内及び事業区域周辺の人家及び公共施設、農業用水・浄水の取水地点及び地下水利用箇所的位置を明示したもの。 申請の種類に関わらず、全体を網羅したもの。変更許可申請の場合には、当該変更部分を明示すること。	1/2,500 以上
土地利用計画図	要綱第6条第4号		事業区域及び開発区域の境界、保全帯・残置森林・造成森林・対象外森林・造成緑地・緑地・既開発地等の位置・境界、切土・盛土及び法面の位置、道路・予定建築物その他土地利用計画の位置を明示したもの。造成森林については、植栽樹種、苗木の樹高、植栽密度を明示する。 申請の種類に関わらず全体を網羅したもの。変更許可申請の場合には、当該変更部分を明示すること。	1/2,500 以上
縦・横断面図	要綱第6条第5号 細則第3条～6条		1 切土又は盛土をする前後の地盤面、法面勾配及び小段の幅及び高さが判別できるもの。 2 縦・横断線は切土・盛土高の大きい箇所を中心に設定すること。 3 様式第2号-6、様式第6号-6に記載すべき法面勾配等が明示できない場合は、別途、標準断面図を添付すること。 4 廃土処分場が別にある場合は別途当該部分の縦横断面図を添付すること。	1/2,500 以上
上量計算書	要綱第6条第6号		1 切土量と盛土量（盛土量と廃土処分場の容量）が一致しない場合、その場外処分量が大量である場合には別途処分方法書の添付を求めることがある。 2 採石業の場合には採取計画認可申請書作成要領の方法により行う。	A 4
排水施設及び防災施設平面図	要綱第6条第7号		1 集排水区域界及びその面積並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称を明示したもの。 2 仮設沈殿池、土留擁壁等の位置、形状、寸法を明示したもの。 3 作図上可能であれば、「土地利用計画図」を兼ねても差し支えない。 4 申請の種類に関わらず、全体を網羅したもの。	1/2,500 以上
洪水調整池流域図	要綱第6条第8号		1 放流先の公有水面、河川等の構造及び集水区域を明示したもの。 2 狭窄部検討箇所の写真（ボール等により狭窄部の寸法が分かるように写真撮影したもの）	区域に応じた任意の縮尺

新

書類	根拠規定	様式	作成上の留意	規格
洪水調整池流域図	要綱第6条第8号		1 放流先の公有水面、河川等の構造及び集水区域を明示したもの。 2 狭窄部検討箇所の写真（ボール等により狭窄部の寸法が分かるように写真撮影したもの） 3 申請の種類に関わらず、洪水調整池の設置が必要であれば添付する。	区域に応じた任意の縮尺
排水路・洪水調整池、その他防災施設設計図及び安全率の計算書	要綱第6条第9号		1 洪水調整池、仮設沈殿池の構造図を添付すること。 2 排水路は工場製品を使用する場合で、通水能力を内法寸法で行う場合は構造図は必要ない。 3 安全率の計算書は、原則として別記の技術基準及び設計諸元並びに計算例に準じて作成することとし、異なる設計諸元を使用する場合は別途、根拠を明確にすること。 4 申請の種類に関わらず、設置が必要であれば添付すること。	施設の規模等に応じた任意の縮尺
上留擁壁の設計図及び安定計算書並びに法面の安定計算書	要綱第6条第10号		1 上留擁壁の構造図を添付すること。 2 安定計算書は、原則として別記の技術基準及び設計諸元並びに計算例に準じて作成することとし、異なる設計諸元を使用する場合は別途、根拠を明確にすること。なお、上留擁壁等の構造物を設置する場合は、ボーリング調査結果に基づく設計諸元を使用すること。	施設の規模等に応じた任意の縮尺
設計者の資格及び経歴に関する申告書	要綱第6条第12号		設計者に変更がなければ、変更許可申請時には不要。	
設計者若しくは申請代理人への委任状	要綱第6条第13号		1 申請者に代わり受任者が申請書等の資料を作成し提出する場合は、申請（届出又は報告を含む。）の都度、委任状を添付すること。 2 許可指令書の受領は、委任事項に含めないものとする。	
工事工程表	要綱第6条第14号 細則第12条第2号		変更許可申請（軽微な変更を含む。）では工程表を原則2段書きとし、変更前を上段、変更後を下段に記入する。	
残置森林等の管理に関する確約書	要綱第6条第15号		1 「別図のとおり」は、他の添付図面で代替できる場合は、その図面の名称を記入する。 2 事業者が佐賀県知事に対し確約するものとする。	

旧

書類	根拠規定	様式	作成上の留意	規格
			3 申請の種類に関わらず、洪水調整池の設置が必要であれば添付する。	
排水路・洪水調整池、その他防災施設設計図及び安全率の計算書	要綱第6条第9号		1 洪水調整池、仮設沈殿池の構造図を添付すること。 2 排水路は工場製品を使用する場合で、通水能力を内法寸法で行う場合は構造図は必要ない。 3 安全率の計算書は、原則として別記の技術基準及び設計諸元並びに計算例に準じて作成することとし、異なる設計諸元を使用する場合は別途、根拠を明確にすること。 4 申請の種類に関わらず、設置が必要であれば添付すること。	施設の規模等に応じた任意の縮尺
上留擁壁の設計図及び安定計算書並びに法面の安定計算書	要綱第6条第10号		1 上留擁壁の構造図を添付すること。 2 安定計算書は、原則として別記の技術基準及び設計諸元並びに計算例に準じて作成することとし、異なる設計諸元を使用する場合は別途、根拠を明確にすること。なお、上留擁壁等の構造物を設置する場合は、ボーリング調査結果に基づく設計諸元を使用すること。	施設の規模等に応じた任意の縮尺
設計者の資格及び経歴に関する申告書	要綱第6条第12号		設計者に変更がなければ、変更許可申請時には不要。	
設計者若しくは申請代理人への委任状	要綱第6条第13号		1 申請者に代わり受任者が申請書等の資料を作成し提出する場合は、申請（届出又は報告を含む。）の都度、委任状を添付すること。 2 許可指令書の受領は、委任事項に含めないものとする。	
工事工程表	要綱第6条第14号 細則第12条第2号		変更許可申請（軽微な変更を含む。）では工程表を原則2段書きとし、変更前を上段、変更後を下段に記入する。	
残置森林等の管理に関する確約書	要綱第6条第15号		1 「別図のとおり」は、他の添付図面で代替できる場合は、その図面の名称を記入する。 2 事業者が佐賀県知事に対し確約するものとする。	

新	旧
<p>様式一覧</p> <p>押印欄のある様式から押印欄を削除</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の資力及び信用に関する申告書（要綱第6条第11号の様式） 2 設計者の資格に関する申告書（要綱第6条第12号の様式） 3 委任状（要綱第6条第13号の様式） 4 工事工程表（要綱第6条第14号の様式） 5 残置森林等の管理に関する確約書（要綱第6条第15号の様式） 6 林地開発許可申請書（様式第1号） 7 開発計画書（様式第2号） 8 開発行為隣接所有者確認書（様式第3号） 9 開発行為施行同意書（様式第4号） 10 林地開発変更許可申請書（様式第5号） 11 変更開発計画書（様式第6号） 12 林地開発打合簿（様式第7号） 13 林地開発協議書（連絡調整）（様式第8号） 14 氏名等変更届（様式第9号） 15 地位承継届（様式第10号） 16 林地開発行為廃止届（様式第11号） 17 林地開発行為中止届（様式第12号） 18 林地開発行為再開届出書（様式第13号） 19 林地開発行為完了届（様式第14号） 20 林地開発許可標識（様式第15号） 21 災害発生届（様式第16号） 22 施行状況報告書（様式第17号） 	<p>様式一覧</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の資力及び信用に関する申告書（要綱第6条第11号の様式） 2 設計者の資格に関する申告書（要綱第6条第12号の様式） 3 委任状（要綱第6条第13号の様式） 4 工事工程表（要綱第6条第14号の様式） 5 残置森林等の管理に関する確約書（要綱第6条第15号の様式） 6 林地開発許可申請書（様式第1号） 7 開発計画書（様式第2号） 8 開発行為隣接所有者確認書（様式第3号） 9 開発行為施行同意書（様式第4号） 10 林地開発変更許可申請書（様式第5号） 11 変更開発計画書（様式第6号） 12 軽微な変更届（様式第7号） 13 林地開発協議書（連絡調整）（様式第8号） 14 氏名等変更届（様式第9号） 15 地位承継届（様式第10号） 16 林地開発行為廃止届（様式第11号） 17 林地開発行為中止届（様式第12号） 18 林地開発行為再開届出書（様式第13号） 19 林地開発行為完了届（様式第14号） 20 林地開発許可標識（様式第15号） 21 災害発生届（様式第16号） 22 施行状況報告書（様式第17号）